

体罰による懲戒的效果の研究

The educational effectiveness of disciplinary action by corporal punishment

1K04B164-0

成田 祐朗

指導教員

主査 志々田文明先生

副査 吉永武史先生

I. はじめに

2005年8月22日、その数日前まで開催されていた「第87回全国高校野球選手権大会」で連覇を果たした駒大苫小牧高校において体罰が行なわれていたという事実が明らかになり、様々な体罰論議を呼んだ。

体罰は学校教育法第11条において禁止されている。しかし、一方で不正または不当な行為に対して制裁を加える「懲戒」を認めている。つまり、生徒に対してこらしめを含めた罰を与えることを許しているのである。おそらく、教育において体罰を必要だとする意見の根源には、体罰によるこの懲戒的效果を認める考え方があると思われる。懲戒によって自分の行動の非が理解できれば、教育的に効果がある。その懲戒が体罰によって行なわれても問題ないのではないか、という考え方だ。

本研究の目的は、体罰による懲戒的效果を考察することである。その目的を達成するために、まず、体罰と懲戒について法令に基づいて両者の関係性を明らかにする(Ⅱ章)。次いで、体罰による懲戒的效果を考察する(Ⅲ章)。

Ⅱ. 体罰と懲戒の関係性

様々な法令や裁判、そして行政からの通達を調査した結果、体罰とは懲戒の中で肉体的苦痛を伴う行為のことだとわかった。また、体罰はそのすべてが違法な行為となるのではなく、「合理的な限度」をこえた場合に違法の対象となることがわかった。これを本論文では「条件体罰禁止」と名付けた。

なお、「合理的な限度」は年齢、身体的状況、場所及び時間的環境、非行等の内容、懲戒を受ける事によって本人が受ける影響などを総合して、個々の事例ごとに判断されるべきであるとされている。

Ⅲ. 体罰体験者等の感想—体罰による懲戒的效果

体罰体験者と体罰目撃者の感想をもとに、体罰による懲戒的效果を考察した。体罰体験者と体罰目撃者の感想は、牧証名・今橋盛勝・林量俣・寺崎弘昭『懲戒・体罰の法制と実態』(1992, 学陽書房)に掲載されている調査結果(調査年:1986~1987年)を元にした。対象は小学6年、中学3年、高校1年の生徒1192名を対象とし、回収率は88.3%であった。今回の懲戒的效果の研究に用いた資料は約20年前の資料ではあるが、他に適当な資料を見出せなかった

め、この資料に依拠した。

体罰体験者の感想においては、小学6年のときには体罰に対して否定的な意見と肯定的な意見が同じくらいの比率であったが、中学3年、高校1年と学年が上がるに連れて否定的な意見の割合が高まる結果であることがわかった。特に高校1年においては否定的な意見の比率が肯定的な意見の比率の約2倍にもなる。体罰目撃者の感想においては、体罰体験者の感想と同様に小学6年から中学3年、高校1年となるにつれて体罰に対する否定的意見の比率が若干ではあるが高まっている。

Ⅳ. 考察及び結論

体罰は肉体的に苦痛を伴うものであるが、場合によって認められるということがわかった。しかし、学年が上がる毎に体罰に対する否定的意見の比率は高まっており、体罰による懲戒的效果が必ずしも高くないこともわかった。このことから体罰は法学的に認められても教育的にふさわしくない行為といえる。

しかし、学年が低い段階においてはその効果が必ずしも低いとはいえない。また、言い方を変えれば学年が下がる毎に体罰に対して肯定的な意見の比率が高まっているということもできる。牧証名らの上記調査では最下級学年は小学6年生であったため、それ以下の学年に関しては体罰に対して肯定的な意見の比率が高い可能性もある。

以上のことから、本研究におけるまとめとして体罰に関する今後の方向性を述べると、「高等教育において、懲戒行為としての体罰を行なうことは望ましくない」と結論づけた。初等教育においては、自分がしたことに対する非を口頭による説明だけでは理解できないことが、体罰における肯定的意見の比率を高めていると思われる。しかし、殴られて育った子どもは、将来子どもを殴る大人になるとも言われる。体罰を無くすことは必要だろう。

そのため、体罰消滅への提言として、短期的解決策における「体罰に対して否定的な意見を抱く『被害者』の救済」と長期的解決策における「『無条件体罰禁止』への回帰」を出した。短期的解決策では、体罰をすぐに無くすことは難しいと考え、せめて行われた体罰が無駄に終わることがないようにその懲戒的效果を上げる必要性を説いた。また、長期的解決策においては、体罰をなくすために体罰を無条件に禁止する必要性を説いた。